

「経費立替の精算細則（要領）」

立替経費の精算細則（要領）を以下とする。

原則、事前申告、事前承認とする。但し、やむを得ず必要が発生した場合は事後承認する。

本人サインの立替金受領の領収書は全てにおいて徴求する（以下省略）。

1. 旅費交通費（旅費、宿泊費、レンタカー代）

(1) 市内交通費を除く旅費交通費の立替分精算は原則「利用領収書」の提示をもって精算する。

領収書紛失・失念など特段の事情の時は、本人サイン立替金受領の領収書で実費精算する。

(2) 市内交通費は利用経路の提示・明細をもって精算する。

2. 高速代

E T C利用明細（証明書）の提示をもって精算する。

3. ガソリン代

個人自家用車を事業目的に使用した場合、往復利用ガソリン代金（満タン返し）の領収書の提示をもって精算する。

なお、領収書の紛失・失念など特段の事情の時は、以下計算で精算する。

$\text{精算額} = (\text{走行距離} \div 12\text{km/L 燃費}) \times 130 \text{円/L 単価}$

※著しく相場より低い精算額となる場合は、見直しをおこなう。

4. 自宅印刷紙・印刷代の実費立替分

実費領収書のあるものはその領収書の提示をもって精算する

個人所有資産を使用・提供し印刷の時は、以下計算で精算する。

A 3 用紙	1.7 円／一枚（合計円未満切り上げ）
A 4 用紙	0.7 円／一枚（合計円未満切り上げ）
カラー印刷（A 4 換算）	20 円／一枚（A 3 は A 4 2 枚と数える）
白黒印刷（A 4 換算）	4 円／一枚（A 3 は A 4 2 枚と数える）

※紙代は上質業務用平均相場より。※印刷はインクジェット 7,800 円／6 色／400 枚換算より。

※著しく相場より低い精算額となる場合は、見直しをおこなう。

5. その他諸経費

実費領収書をもって精算する。

《改廃》 この細則の改廃は、定例会の決議を経て行う。

《附則》 1 この細則は、2017年2月11日より施行する。